

人件費積算時における健保等級単価計算の導入について

本補助事業に係る補助事業者の人件費の算出方法については、事務の効率化や計算事務の煩瑣性等を除く観点から、以下の内容を参考にさせていただきます。

1. 健保等級による積算における原則

健保等級を用いた労務費単価の計算方法については次項に規定する方法により算定した労務費単価（円／時間）に従事時間を乗じて算出する。

法定福利費（事業者負担分）については保険の種類、事業者の事業の種類の分類によって異なるため、事務の効率化の観点から労務費単価には上乗せしない取扱いとする。

なお、等級単価一覧表（別表）は毎年度、大臣官房会計課において作成し提示するものとし、交付決定時においては令和5年度適応表を使用するものとする。

2. 労務費単価の計算方法

（1）労務費単価の算定方法

委託・補助事業における労務費の算出基礎となる労務費単価の算定においては、一部の給与形態を除き、原則として等級単価一覧表（別表）に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価の適用	労務費単価
健保等級適用者（A）	全て	適用される	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者以外の者（B）	年俸制 月給制	適用される	月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用
	日給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除した単価（一円未満切捨て）を適用
	時給制	適用されない	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用

労務費単価の具体的な適用は以下のとおりとする。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を労務費単価とする。

① 健保等級適用者（A）

次の各要件の全てを満たす者の労務費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

ア. 健康保険料を徴収する事業者との雇用関係に基づき当該補助事業に従事する者。ただし、役員及び日額又は時給での雇用契約者については、健保

等級適用者以外の者として取り扱う。

イ. 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。

健保等級適用者に適用する労務費単価は、賞与回数に応じて該当する等級単価一覧表の区分を使用する。

ア. 賞与が通常支給されない者、又は通常年４回以上支給される者

→ 等級単価一覧表のＡ区分を適用

イ. 賞与が年１～３回まで支給されている者

→ 等級単価一覧表のＢ区分を適用

② 健保等級適用者以外の者（Ｂ）

健保等級適用者以外の者の労務費単価については、その給与形態に応じて以下の区分により取り扱う。

この取扱いにおいて等級単価一覧表を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する等級単価を適用する。

区 分	内 容
年俸制	給与が年額で定められている者については、年額を１２月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
月給制	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
日給制	給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、１日単位で事業に従事している場合には、当該日額をもって１日当たりの労務費単価とすることができる
時給制	給与が時給で定められている者については、当該時給をもって労務費単価とする

（２）健保等級適用者以外の者の取扱細則

（２）－１．等級単価を適用する者

前記（１）②の区分中、年俸制及び月給制の者に係る月給範囲額の算定については、以下のとおり取り扱う。

① 算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休暇手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内給与相当額など金銭で支給されるもの。

なお、賞与については、支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

② 算定に含まない金額

解雇予定手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病氣見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く。）など。

③ 通勤手当の取扱い

年俸制及び月給制適用者の通勤手当に含まれる消費税及び地方消費税（以下、「消費税」）については除外しない。

④ 賞与の取扱い

ア. 事業期間内に支給される賞与を加算することができる。

イ. 年俸制又は月給制適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（４月～９月）又は下期（１０月～３月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合において年俸制適用者は、月額に換算して適用する。

・ 年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）

・ 月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月（１円未満切捨て）

（２）－２．等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額制及び時給制適用者については、等級単価一覧表（別表）の労務費単価を適用せず、雇用契約書や給与規程等により規定されている日額及び時間単価による個別単価を原則適用する。

① 通勤手当の取扱い

日額制及び時給制適用者に係る通勤手当については、日額及び時給に通勤手当相当額を加算することができる。

② 賞与の取扱い

前記（２）－１．④アについて同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。

日額又は時給に加算できる明確な賞与とは、給与明細等に賞与として額が明示され、支給することが確定している場合をいう。

・ 日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日（１円未満切捨て）

・ 時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日÷所定就業時間（１円未満切捨て）

（３）等級単価一覧表の適用方法

健保等級適用者及び健保等級適用者以外の者のうち等級単価を適用する者について、等級単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準額は以下の方法により決定する。

① 当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定さ

れた健保等級を適用する。

- ② 健保等級の変更（定時改定や随時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した等級単価を適用する。

（a）定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。

（b）随時改定は、被保険者標準報酬決定通知書の改定年月を適用する。

- ③ 就業規則等で定めた所定労働時間より短い、短時間労働者（嘱託、短時間勤務正社員等の別にかかわらず労働契約等で短時間労働が規定されている者）については、1週間における就業規則等で定めた所定労働時間と短時間労働者の所定労働時間の比率を算出し、その比率を標準報酬月額又は月給範囲額に乗算した額により適用される等級又は月給範囲の労務費単価を使用することができる。

・健保等級適用者：「就業規則等で定めた所定労働時間÷短時間労働者の所定労働時間×標準報酬月額」で算定された額を報酬月額とみなし、該当する健保等級を適用する。

・健保等級適用者以外：「就業規則等で定めた所定労働時間÷短時間労働者の所定労働時間×月給範囲額（2.（2）－1.で算定した額）」で算定された額を月給範囲額とみなし、該当する月給範囲を適用する。

（4）等級単価の証明

前記（3）①及び②の健保等級又は給与については、「等級単価一覧表 令和2年度適用」（別表）により、その実績を当該事業者の給与担当課長等に証明させるものとする。（証明書の日付は事業期間の最終日～実績報告書の提出日までの間の日付とする。）ただし、給与明細などにより給与が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

労務費の確定に当たっては次の書類等を活用して照合を行うこととする。

- ・健保等級適用者については、健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料表及び給与明細）。
- ・健保等級適用者以外の者は、給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書）。
- ・給与台帳、業務日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等。

等級単価一覧表 令和5年度適用

健保等級適用者				労務費単価(円／時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価 (円／時間)
等 級	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与1回～3回	月給範囲額			
		以上	～ 未満			以上	～ 未満		
1	58,000		～ 63,000	350	470		～ 83,790		470
2	68,000	63,000	～ 73,000	410	550	83,790	～ 97,090		550
3	78,000	73,000	～ 83,000	480	630	97,090	～ 110,390		630
4	88,000	83,000	～ 93,000	540	720	110,390	～ 123,690		720
5	98,000	93,000	～ 101,000	600	800	123,690	～ 134,330		800
6	104,000	101,000	～ 107,000	640	850	134,330	～ 142,310		850
7	110,000	107,000	～ 114,000	670	900	142,310	～ 151,620		900
8	118,000	114,000	～ 122,000	720	960	151,620	～ 162,260		960
9	126,000	122,000	～ 130,000	770	1,030	162,260	～ 172,900		1,030
10	134,000	130,000	～ 138,000	820	1,090	172,900	～ 183,540		1,090
11	142,000	138,000	～ 146,000	870	1,160	183,540	～ 194,180		1,160
12	150,000	146,000	～ 155,000	920	1,220	194,180	～ 206,150		1,220
13	160,000	155,000	～ 165,000	980	1,310	206,150	～ 219,450		1,310
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,040	1,390	219,450	～ 232,750		1,390
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,100	1,470	232,750	～ 246,050		1,470
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,170	1,550	246,050	～ 259,350		1,550
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,230	1,630	259,350	～ 279,300		1,630
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,350	1,800	279,300	～ 305,900		1,800
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,470	1,960	305,900	～ 332,500		1,960
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,600	2,130	332,500	～ 359,100		2,130
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,720	2,290	359,100	～ 385,700		2,290
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,840	2,450	385,700	～ 412,300		2,450
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,970	2,620	412,300	～ 438,900		2,620
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,090	2,780	438,900	～ 465,500		2,780
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,210	2,950	465,500	～ 492,100		2,950
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,340	3,110	492,100	～ 525,350		3,110
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,520	3,350	525,350	～ 565,250		3,350
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,710	3,600	565,250	～ 605,150		3,600
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,890	3,850	605,150	～ 645,050		3,850
30	500,000	485,000	～ 515,000	3,080	4,090	645,050	～ 684,950		4,090
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,260	4,340	684,950	～ 724,850		4,340
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,450	4,580	724,850	～ 764,750		4,580
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,630	4,830	764,750	～ 804,650		4,830
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,820	5,080	804,650	～ 844,550		5,080
35	650,000	635,000	～ 665,000	4,000	5,320	844,550	～ 884,450		5,320
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,180	5,570	884,450	～ 924,350		5,570
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,370	5,810	924,350	～ 970,900		5,810
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,620	6,140	970,900	～ 1,024,100		6,140
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,860	6,470	1,024,100	～ 1,077,300		6,470
40	830,000	810,000	～ 855,000	5,110	6,800	1,077,300	～ 1,137,150		6,800
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,420	7,210	1,137,150	～ 1,203,650		7,210
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,730	7,620	1,203,650	～ 1,270,150		7,620
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	6,030	8,030	1,270,150	～ 1,336,650		8,030
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,340	8,440	1,336,650	～ 1,403,150		8,440
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,710	8,930	1,403,150	～ 1,482,950		8,930
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	7,080	9,420	1,482,950	～ 1,562,750		9,420
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	7,450	9,910	1,562,750	～ 1,642,550		9,910
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	7,820	10,400	1,642,550	～ 1,722,350		10,400
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	8,190	10,890	1,722,350	～ 1,802,150		10,890
50	1,390,000	1,355,000	～	8,560	11,390	1,802,150	～		11,390

等級単価一覧表 令和5年度適用(例)

健保等級適用者				労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価
等 級	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額			(円/時間)
		以上	～ 未満			以上	～ 未満		
1	58,000	～	63,000	350	470	～	83,790	470	
2	68,000	63,000	～ 73,000	410	550	83,790	～ 97,090	550	
3	78,000	73,000	～ 83,000	480	630	97,090	～ 110,390	630	
				540	720	110,390	～ 123,690	720	
				600	800	123,690	～ 134,330	800	
				640	850	134,330	～ 142,310	850	
				670	900	142,310	～ 151,620	900	
				720	960	151,620	～ 162,260	960	
				770	1,030	162,260	～ 172,900	1,030	
10	134,000	130,000	～ 138,000	820	1,090	172,900	～ 183,540	1,090	
11	142,000	138,000	～			～	194,180	1,160	
12	150,000	146,000	～			～	206,150	1,220	
13	160,000	155,000	～			～	219,450	1,310	
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,040	1,390	219,450	～ 232,750	1,390	
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,100	1,470	232,750	～ 246,050	1,470	
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,170	1,550	246,050	～ 259,350	1,550	
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,230	1,630	259,350	～ 279,300	1,630	
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,350	1,800	279,300	～ 305,900	1,800	
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,470	1,960	305,900	～ 332,500	1,960	
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,600	2,130	332,500	～ 359,100	2,130	
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,720	2,290	359,100	～ 385,700	2,290	
22				1,840	2,450	385,700	～ 412,300	2,450	
23				1,970	2,620	412,300	～ 438,900	2,620	
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,090	2,780	438,900	～ 465,500	2,780	
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,210	2,950	465,500	～ 492,100	2,950	
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,340	3,110	492,100	～ 525,350	3,110	
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,520	3,350	525,350	～ 565,250	3,350	
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,710	3,600	565,250	～ 605,150	3,600	
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,890	3,850	605,150	～ 645,050	3,850	
30	500,000	485,000	～ 515,000	3,080	4,090	645,050	～ 684,950	4,090	
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,260	4,340	684,950	～ 724,850	4,340	
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,450	4,580	724,850	～ 764,750	4,580	
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,630	4,830	764,750	～ 804,650	4,830	
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,820	5,080	804,650	～ 844,550	5,080	
35	650,000	635,000	～ 665,000	4,000	5,320	844,550	～ 884,450	5,320	
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,180	5,570	884,450	～ 924,350	5,570	
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,370	5,810	924,350	～ 970,900	5,810	
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,620	6,140	970,900	～ 1,024,100	6,140	
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,860	6,470	1,024,100	～ 1,077,300	6,470	
40	830,000	810,000	～ 855,000	5,110	6,800	1,077,300	～ 1,137,150	6,800	
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,420	7,210	1,137,150	～ 1,203,650	7,210	
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,730	7,620	1,203,650	～ 1,270,150	7,620	
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	6,030	8,030	1,270,150	～ 1,336,650	8,030	
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,340	8,440	1,336,650	～ 1,403,150	8,440	
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,710	8,930	1,403,150	～ 1,482,950	8,930	
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	7,080	9,420	1,482,950	～ 1,562,750	9,420	
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	7,450	9,910	1,562,750	～ 1,642,550	9,910	
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	7,820	10,400	1,642,550	～ 1,722,350	10,400	
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	8,190	10,890	1,722,350	～ 1,802,150	10,890	
50	1,390,000	1,355,000	～	8,560	11,390	1,802,150	～	11,390	

例：健保等級適用者で、報酬月額が220 千円、年2 回賞与ありの従業員の労務費単価算出

②賞与が年2 回のため、B の【1,800 円】を単価とする。

①該当する標準月額の等級を探す

例：健保等級適用者で、報酬月額が
220 千円、年2回賞与ありの従業員
の労務費単価算出

②賞与が年2回のため、Bの
【1,800 円】を単価とする。

①該当する標準月額の等級を探す